

寒風山絶景ブランコ設置業務委託仕様書

1 業務名

寒風山絶景ブランコ設置業務

2 業務の目的

寒風山は、当市を代表する観光資源であるとともに、男鹿市民にとっての貴重な憩いの場である。

大切な資源である寒風山を魅力ある姿で未来につないでいくため、寒風山の魅力を明確にし、寒風山の将来像とその実現のための方向性を明らかにすることを目的に令和4年、「魅力ある寒風山ビジョン」を策定した。

「魅力ある寒風山ビジョン」実現に向けて、寒風山でしか体験できない仕掛けとして、山頂付近に「寒風山絶景ブランコ」を設置する。

新たな体験型コンテンツを設置することで、インバウンドを含めた観光客数及び市内滞在時間の延伸を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

4 設置予定場所

寒風山山頂駐車場近辺地（秋田県男鹿市脇本富永寒風山内）

※別紙図面を参照

5 委託金額

上限額3,410,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 業務内容

- (1) ブランコの設計・製作
- (2) ブランコの設置工事
- (3) 安全施設設置工事（安全柵等）

7 ブランコ設置の要件

(1) ブランコに関する事項

- ① ブランコは、寒風山からの眺望を堪能でき、観光客の好奇心を刺激し、何度も遊びに来たくなるようなものとする。
- ② ブランコは、設置場所の景観等と調和するものであるとともに、国定公園内に設置するため、自然公園法を順守した形状および色彩とする。
- ③ 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」に準拠すること。
- ④ ブランコは、利用者の安全確保に配慮した設計とする。
- ⑤ 屋外に設置することから、当該設置場所に想定される外力に対する強度を確保した設計とするとともに、維持管理が容易な構造及び素材とする。

- ⑥ 材質の選定にあたっては、選定理由を明らかにし、企画提案書へ記載すること。
- ⑦ 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたすおそれがある場合は、市の指示に従うものとする。

(2) 工事に関する事項及び一般事項

- ① 基礎設置の際に発生する残土は、敷地外の適切な場所に搬出するとともに、良質土により埋戻すこと。
- ② 関係法令等に基づく必要な手続きは受託者にて行い、それらの手続きにかかる費用も受託者が負担すること。
- ③ 下請け業者については、男鹿市内業者の優先使用に配慮すること。
- ④ 工事着手にあたっては、周辺環境や利用者の安全へ十分配慮すること。

8 事業執行監督者の配置

本業務全体の統括及び進捗管理を行う責任者を1名配置し、常時業務の進行に支障がない体制とすること。

9 提出物

受託者は、契約締結後、業務の遂行に当たり、次に掲げる書類等を提出すること。

(1) 事業着手時

- ① 業務着手届 1部
- ② 業務責任者届 1部
- ③ 経歴書（業務責任者） 1部
- ④ その他、市が指示するもの

(2) 事業完了時

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 竣工写真・図書 1部
- ③ 構造計算書 1部
- ④ その他、市が指示するもの

10 支払い条件等

委託業務を完了し、すべての業務が完了したことを確認後、本事業に係る経費を支払うものとする。

11 関係書類等を含む現地調査の実施

適正な業務執行を確保するため、必要に応じ現地調査を実施することがあるので、関係書類等の適正な整備を行うこと。